

取扱職種の範囲等の明示

求職者のみなさまへ

職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5の規定に基づき、取扱職種の範囲等を次の通り明示します。

◆取扱職種の範囲および業務の範囲

当社の取扱業務範囲は、全職種(港湾運送業務、建築業務を除く)です。

取扱地域は、国内全域です。

◆手数料に関する事項

求職者からの手数料につきましては、一切申し受けません。求人者および関係雇用主からは就職が決定しましたら、紹介手数料として、次の通り手数料表に基づいた額を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額)の 100%を上限とします。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記の範囲内で個別に求人者と定めます。上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◆返戻金制度

返戻金制度の有無:有り

当社では、新卒採用人材を対象として返戻金制度を設けています。

返戻金の対象期間、返戻率等の詳細については、個別に求人者等と定めます。

◆求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱に関する事項

求人者情報の取扱者は、各事業所の職業紹介責任者です。求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

個人情報の取扱者は、各事業所の個人情報保護管理者です。取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

◆苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者となります。苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って対応いたします。

苦情の申出先:

株式会社シーマインドキャリア

職業紹介事業 苦情相談窓口

電話:03-6273-8028